

モシ、モシ
消費生活
相談です



送り付け商法 慌てて代金を払わないで

「自宅に注文した覚えのない商品が届き、請求書が同封されていた」ことはありませんか？これは「ネガティブオプション」又は「送り付け商法」と呼ばれる悪質商法の一つです。

注文していないのに一方的に商品を送り付け、商品を受け取った消費者に「受け取った以上、購入しなければならぬ」と勘違いさせて代金を支払わせるものです。

業者からの商品の送付は、売買契約の「申込み」にあたりますが、契約は「申込み」と「承諾」の意思表示が合致しなければ成立しません。ですから、消費者が購入の「承諾」の意思表示をしない限り契約は成立せず、代金の支払義務は生じません。慌てて、代金を支払ってしまうと、販売の申込みに対して承諾をしたものと見なされ、返金させるのは困難になるので注意してください。

では、商品はどうすればいいでしょうか？消費者には商品を返送する義務もありません。しかし、購入しない限り所有権は業者

にあり、処分もできず困ってしまいます。そこで、特定商取引に関する法律（特定商取引法）では「売買契約に基づかないで送付された商品」について、「商品の送付があった日から14日を経過する日（引き取りを業者に請求した場合には7日）までに、消費者が購入の承諾をせず、かつ、業者が商品の引き取りをしないときは、業者はその商品の返還を請求することができないことになっていきます。商品を自由に処分できることを定めています。」

一方、年度末を迎える今の時期には、「毎月、会社へ書籍が届き、寄贈されたと思っていたら年度末に一年間の請求書が届いた」という、会社などへの送り付け事例もみられます。特定商取引法の規定は消費者の保護の目的であり、事業者には適用されません。しかし、契約が成立していないければ支払義務がないのは同じです。送り付けた業者に対して、契約の意思がないこと、支払いはしないこと、商品を引き取ってほしいこと、今後の送付を断る旨を書面で通知しましょう。送付には、簡易書留や特定記録郵便など記録に残る方法を利用しましょう。

最近では、代金引換で届くこともあります。が、支払ってしまうと返金交渉は困難です。申込者が不明なものは「受取保留」にし注文した人がいるのか確認しましょう。誰も申し込んでいないことがわかった場合には「受取拒否」をしましょう。

消費者トラブルにあった（だまされた、失敗した）と思ったら、一人で悩まず、あきらめず、役場消費生活相談窓口（産業振興課水産林務商工グループ ☎2-2455）に相談してください。

水道ガス課からのお知らせ

～ お届けしているガスの種類は… ～

町営ガスを利用されているみなさまへお届けしているガスは都市ガス13A（62Mj[メガジュール]）です。ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。

～ ガス機器をご使用の皆様へ ～

<冬期間の注意！>

- 外気温が氷点下になる場合、また長期間不在にされる場合は、ガス機器の凍結予防のため、ガス湯沸器やガス風呂がまの水抜きをお願いいたします。
機器の配管内に溜まった水（湯）が外気によって冷やされ、凍結して水（湯）が出なくなり、最悪の場合、配管や部品が破損し、水が漏れて修理しないと使えなくなります。
- 冬期間は室温を下げないようにするため、換気を怠りがちですが、ガスストーブのご使用時は、こまめに換気をしてください。
- ガスストーブの付近には、衣類やスプレー缶などの燃えやすいものは置かないでください。
- 可燃性の衣類（ナイロンやポリエステル製）を着衣して、ガスコンロを使用される場合は、燃え移りに十分注意してご使用してください。

<ガスを安全に使うために！>

- ガス臭いと感じたら、窓や戸を大きくあけて換気をしましょう。換気扇などの電気のスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対触れないでください。すぐに水道ガス課へ連絡を！
- 地震が発生したら、まず落ち着いてゆれが収まってから、使用中のガス機器の火を消してください。

【お問い合わせ先】 水道ガス課 ☎2-2862